

かっらい川

No.183



▲村の鳥「きじ」



鳴沢村 ▲朝の光と雪の鳴沢村 (鳴沢村提供)

主な目次

新年のご挨拶	2
令和4年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	11
その他の活動報告	17
令和5年度税制改正に関する提言(全法連)	20
大月税務署からのお知らせ	26
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	28
2023年の県内経済の展望	34
迎春(役員顔写真)	35
健康情報(生活習慣病)	42
第53回神社めぐり(八幡神社)	43
第38回高校生の税に関する標語(優秀作品)	44



▲村の花「しゃくなげ」
(鳴沢村提供)



▲村の木「いちい」

消費税期限内納付

法人会一声運動



新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会 長 細田 幸次



新年おめでとうございます。令和五年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、法人会事業運営及び事業活動に対し、深いご理解と多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症は昨年十二月からは第八波の流行が本格化し、コロナ禍丸三年を迎えました。政府の方針は基本的な感染対策を徹底することで社会経済活動を止めずに進めるとしており、まだまだコロナと闘いながらも共に走り続けるウィズコロナが続くと覚悟しなければなりません。また昨年の漢字「戦」を象徴するロシアのウクライナ侵攻が長期化し、コロナ同様に収束の兆しが見えない状況が続いておりますが、双方ともに一日も早い終息を願うところです。

さて、コロナ禍三年目の法人会事業活動ですが、役員皆様方のご尽力を賜りながら、計画された事業を概

ね遂行することができました。とりわけ、主要公益事業となる税の啓発活動では、青年部会主催の「高校生税に関する標語募集」、女性部会主催の「小学生租税教室及び税金絵画・絵はがきコンクール」は、伝統事業を絶やすことなく、対象校の学校長、生徒や児童はもちろん、ご後援を賜りました大月税務署を始め関係市町や税理士会大月支部のご理解とご協力を賜り、コロナ禍以前と同様に実施することができ、次代を担う生徒・児童の皆さんに税の意義や役割を正しく理解して頂けたものと思います。

両部会長を始め担当支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。

年が明け、事業者側の制度への理解と対応が進まず、登録率が低調と言われてきた「消費税インボイス制度」がいよいよ本年十月に施行されます。当該制度のさらなる周知並びに円滑な制度導入に向けた取り組みはもちろんのこと、地域並びに税のオピニオンリーダーとして、税務当局との連携をより一層深め、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していく所存でございます。会員皆様方を始め関係各位には更なるご支援とご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。併せて新年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に皆様方の益々のご健勝とご事業のご発展を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

大月税務署

署 長 佐藤 清



新年明けましておめでとうございます。令和五年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、細田会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、コロナ禍によりご自身のご事業にも大きな影響を受ける中、高い意識を持って税知識の普及、納税意識の高揚等の活動に携われましたこと、改めて深く敬意と感謝の意を表させていただきます。

さて、皆様もご承知のとおり、今年の十月一日よりインボイス制度が導入されます。会員の皆様方による積極的な周知・広報により、大月税務署管内における法人の課税事業者の登録割合は、東京局管内で上位に推移しております。皆様方におかれましては、制度についてご理解を頂き、円滑な運営に向けて準備を進めていただきたく存じます。

また、間もなく令和四年分の所得税等の確定申告期を迎えます。税務署におきましては、昨年に引き続き「入場整理券」の配付により確定申告会場の混雑緩和を図るとともに、パソコン・スマートフォンを利用してご来署いただくことなくご自宅から申告が行える「e-Tax」、自宅や事務所等から納付手続きが可能な「ダイレクト納付」やインターネットバンキング等を利用した「キャッシュレス納付」並びに納税証明書の「オンライン申請」について、新型コロナウイルス感染症防止と納税者の皆様の利便性の向上実現のため、より一層の利用促進を図っていく所存であります。

特に「e-Tax」におきましては、令和四年分から、マイナンバーとの連携による申告書の自動入力対象に、一年間分の医療費通知情報、公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書が追加され、利便性の向上に資すると考えております。皆様におかれましては、ご自身のご利用とともに従業員の皆様にも、マイナンバーカードの取得と併せて積極的なご利用をお声掛けいただきますよう、よろしく申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 吉元 潤



「世の中を憂しとやさしと思へども飛び立ちかねつ鳥にしあらねば」

新年明けましておめでとございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

冒頭の歌は、万葉集に収められた「山上憶良」の歌でございます。「この世の中はつらく、身も細るほど耐え難く思うけれど、鳥ではないから飛んで行ってしまってもできない」という意味だそうです。

一年前の挨拶の中で私は、『コロナ禍で変わり、停滞した法人会活動を見直し、改めて前進していけるきっかけの一年にしていきたい』と結びました。しかしそれは、一向に収束の気配さえ見せない、忌まわしき新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の前では、実現できませんでした。

(3) 一年間の活動を振り返ると、健康経営宣言書の提出では、失礼と迷惑

を承知で、全会員様に「100%提出」をお願いしましたが80数%に終わり、目標は達成できませんでした。また、全国大会を始め、多くの事業、イベントにおいて動員が思うように出来ず、恥ずかしい姿を見せた事もありました。

そんな中でも、三十八回を数える「高校生による税に関する標語募集」は、歴史をつなぐ事が出来、これがせめてもの救いでした。

新年は十月に、インボイス制度が始まり、税・財政が大きく変わる事でしょう。そして、令和七年には、「全国青年の集い『山梨』大会」が予定されます。今後益々、青年部の活動が重要となることでしょう。私は任期を終え、部会長の任を解かさせていただきます。この先は新しき部長に託し、さらなる会の発展を祈念するところであります。

コロナ禍での法人会活動は、辛く厳しい事も多かったですが、多くの方に支えられ、重責を投げ出す事なく、任期を全うさせていただきました。

青年部会員の皆様はもとより、税務当局、本会、女性部会、関係団体の皆様には、心より御礼申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部会長 志村美貴代



新年明けましておめでとございます。令和五年の年頭にあたり謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年も相変わらずコロナに翻弄され、年末からは第八波が猛威を奮い、今冬はインフルエンザとの同時流行が懸念され、一方で円安進行や戦争の影響から、物価の高騰が続ぎ家庭や企業に深刻な影響を及ぼしており、更なる国の効果的な対策を期待するところであります。

コロナ禍三年目の女性部会の活動は、国や県による行動制限も解除されたことから、感染予防対策を万全にしなが、概ね計画された事業を実施することができました。

特に主要公益事業となる小学生の租税教室及び税金絵画コンクールは、都留市立東桂小学校、西桂町立西桂小学校の二校で実施。さらに県内四法人会共催となる税金絵はがきコンクールは、絵画コンクール実施の二校に加え都留市立立生第一小学校の計三校で実施し、絵画九十一作品

絵はがき百二十九作品の応募を頂きました。児童の皆さんには、これを機会に「税」への関心をもって頂けたら幸いです。担当された都留支部の役員の皆様には大変ご苦勞様でした。この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

その他河口湖支部担当による福祉施設慰問活動は、鳴沢村の富士山荘へナツメロのビデオとタオルを寄贈。青年部会・女性部会合同年末特別研修会・チャリティーは、大月税務署下倉統括官の講演後、三年振りにアルコールを含む飲食とチャリティーピニング大会を実施し、アトラクションでは、フラダンスと女性部会コーラス部の歌を、ビデオ出演により披露し大いに盛り上がりました。参加者から募った収益金は富士河口湖町社会福祉協議会へ寄付しました。

そして全国女性フォーラム静岡大会へは六名が参加し、「ふじのくに、地域で学び、文化でつなぐ、女性の力」と題して討議を行い、実りある情報交換会となりました。

今年も税の啓発をはじめ、地域社会貢献活動や部会員相互の交流を深める事業に取り組んで参りますので、部会員を始め関係各位におかれましては、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝並びに事業の発展、加えてコロナの一日も早い収束を祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

東京国税局長納税表彰

申告納税制度の普及発展に務め、納税思想の向上に顕著な功績があった人々に贈られる「令和四年度国税局長納税表彰」が十一月八日(火)、東京都港区の三田共用会議所に於いて開催され、当会会長の細田幸次氏が受彰されました。

細田会長おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。



(公社)大月法人会 会長
細田 幸次 様

令和四年度 納税表彰

令和四年十一月九日(水)ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、大月税務署主催による納税表彰式が挙行され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を以下ご紹介致します。受彰者の皆様おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

署長表彰

常任理事

濱野屋ティートラスト(有)

天野 太文様



理事

(有)山岸旅館

外川 桂子様



署長感謝状

常任理事

秋山土建(株)

立川 正史様



常任理事

(有)フロスジャパン
柏木おさむ様



理事

山二商事(株)

赤澤 克夫様



関係民間団体長会会長感謝状

理事

三共建設(株)

白木 孝郎様



理事

(有)中村薬局

金巻 裕様



理事相当

(株)シラス自工

白須 一政様



理事相当

堀建トイヨー住器(株)

堀内 花代様



女性部会幹事

(有)すがや

菅谷 勝子様



大月税務署長感謝状



大月税務署長表彰

(5)



法人会全国大会(千葉大会)
十月十三日(木) 幕張メッセ



関係民間団体長会会長感謝状

**正副会長会
第二回理事会**

令和四年十月二十日(木)、午前十時・十一時よりハイランドリゾートホテル&スパに於いて開催。審議事項については、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、令和4年度関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者の推薦について
- 二、相談役一名、理事相当一名の推薦について



- 三、役員候補者選出等に関する規程の制定について
- 四、令和五年新春講演会・新年賀詞交歓会開催について

報告事項

- 一、令和四年度上期事業報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況について
- 二、令和四年度上期会計報告について
- 三、今後の主要事業について
- 四、会員状況について
- 五、法人会令和五年度税制改正に関する提言について
- 六、令和四年度未収普通会費について
- 七、その他



関係民間団体長会
十月二十一日(金) 大月税務署



関係民間団体事務局長会
十月四日(火) 大月税務署

支部活動報告

都留支部総会・税務研修会

九月十五日(木) 山一



都留信用組合インボイス制度説明会

十一月十七日(木) 都留信用組合本店



河口湖東西支部税務研修会

十月二十六日(水) 富士レークホテル



富士急グループ部会税務研修会

十一月二十二日(火) 富士急行本社



河口湖東西支部特別講演会

十月二十六日(水) 富士レークホテル
講師：クレーム・コミュニケーションタクト 谷 厚志氏



大月支部総会・税務研修会

十一月二十八日(月) 大月商店街協同組合



河口湖東西支部役員会

十月二十六日(水) 富士レークホテル



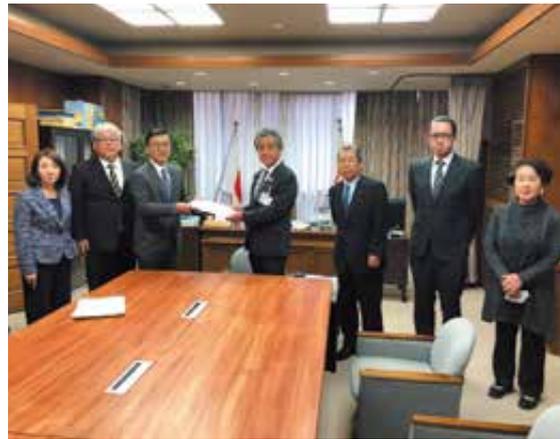
税制改正提言書提出

十一月二十一日(月) 富士吉田市役所





十二月一日(木) 都留市役所
税制改正提言書提出



十一月二十八日(月) 大月市役所
税制改正提言書提出



青年部会長挨拶

本事業は毎年十一月の税を考える週間に合わせて、地元の高校生を対象に税に対する意識の高揚と、地方行政や国家財政に関心を持つていただくという趣旨で毎年開催しており、今年で、第三十八回を迎えることになりました。

本年度は、河口湖支部、そして忍野山中湖支部が担当し、富士河口湖高校と、富士北稜高校の二校より九九四点の応募を頂きました。

コロナ禍も未だ収束が見通せない

青年部会活動報告

**第三十八回
「高校生の税に関する標語」**

中ではありましたが、自粛ムードから一歩踏み出そうとの想いで、表彰式はコロナ禍以前と同規模にて開催することとなりました。十一月十一日、富士河口湖町役場コンベンションホールにて大月税務署から佐藤税務署長、下倉統括官、明石調査官、富士河口湖町より渡辺町長、東京地方税理士会より渡辺支部長にご臨席を賜り、三十一作品の表彰を行いました。当日出席くださった富士河口湖高校、富士北稜高校の生徒さんの作品は何れも、素晴らしい作品ばかりで、世相をよく捉えている作品が多かった事がとても印象的でした。

最後に本事業に協力を頂いた皆様そして素晴らしい作品を応募してくださった高校生の皆様に心より感謝



大月税務署長賞



標語 税務署展示



富士河口湖町長賞

を申し上げ、報告とさせていただきます。
青年部会河口湖支部長 渡辺松氏

令和4年度 第38回 高校生の税に関する標語 入賞作品

大月税務署長賞

はじめよう 誰でも簡単 e-Tax

富士河口湖高等学校 一年 小川 麻鈴

富士河口湖町長賞

税金があるから成り立つ この暮らし

富士北稜高等学校 一年 水越 百華

東京地方税理士会大月支部長賞

税金で 笑顔あふれる 国づくり

富士河口湖高等学校 一年 松山 結徠

大月法人会長賞

住みやすい 社会を作ろう 税金で

富士北稜高等学校 三年 堀内 琳雅

大月法人会青年部会長賞

税金に 願いを込めて ふるさとへ

富士北稜高等学校 三年 渡邊つくし

金賞

支え合う 国を社会を 税金で

富士河口湖高等学校 一年 井出 琉生

納税は 平和な未来の まちづくり

富士北稜高等学校 一年 渡辺 愛叶

銀賞

税金は 未来へ繋ぐ 希望の芽

富士河口湖高等学校 三年 菅野 溪太

姿変え 暮らしを支える 消費税

富士北稜高等学校 一年 瀧本 海大

銅賞

税金は あなたのそばで 活きている

富士河口湖高等学校 二年 樋川 遥

使い道 誤るなかれ 皆の財

富士北稜高等学校 二年 小佐野志築

入選

納めよう 社会のために 不正なく

富士河口湖高等学校 三年 渡邊慶太郎

納税で 恩を返そう ふるさとへ

富士河口湖高等学校 三年 渡辺 優海

税を知る 日本の未来 守るため

富士河口湖高等学校 二年 小野 瑞稀

税金で 安心安全 よい町を

富士河口湖高等学校 一年 高村 はな

平等に 納めて暮らす よい社会

富士河口湖高等学校 一年 大森 真優

税金を 納めて大人の 第一歩

富士北稜高等学校 三年 羽田 希成

知りたくない？ あなたの税金 どこ行くか

富士北稜高等学校 三年 渡邊 想

税金で 救くえる命 また一つ

富士北稜高等学校 二年 池田 瑞季

俺はやる 生きてくための 納税義務

富士北稜高等学校 一年 宮下 政大

将来を 生きる子供に 届けよう

富士北稜高等学校 一年 勝俣 紗

佳作

将来の ために知るべき 税システム

富士河口湖高等学校 二年 加藤 凜

消費税 高校生も 納税者

富士河口湖高等学校 二年 渡辺 蒼矢

税金は 未来をつくる 種になる

富士河口湖高等学校 一年 山本 海怜

税金は みんなの暮らし 守るもの

富士河口湖高等学校 一年 渡邊 心晴

税金で 輝くあすを 築いてく

富士河口湖高等学校 一年 土屋はるか

納めよう 後の世代の 子のために

富士北稜高等学校 三年 羽田 裕稀

使い方 知ろう学ぼう 消費税

富士北稜高等学校 三年 渡辺 萌絵

学生も 社会に貢献 消費税

富士北稜高等学校 二年 小林 美月

もっと知ろう 暮らしを支える 税金を

富士北稜高等学校 一年 白鳥 麻裕

納税が 地域の貢献 第一歩

富士北稜高等学校 一年 加藤 はな

(9)



ヴァンフォーレ甲府選手によるサッカー教室



ヴァンフォーレ甲府選手と記念写真



税金教室



開会式：細田幸次県連副会長挨拶



東京局連三県連青年部会員交流会



東京局連三県連部会長サミット
十月七日(金) ベルクラシック甲府



チャリティイー寄附感謝状
七月三十日(木) 富士吉田市社会福祉協議会

環富士山交流会
十月二十九日(土) 沼津方面



標語・絵画・絵はがき最終選考会
十月十八日(火) 大月法人会館

県内四法人会共催少年サッカー教室・税金教室
九月十日(土) J-17リサイクルインクスタジアム

少年野球教室

十一月五日(土) 吉田小学校
講師：野村弘樹氏(元横浜ベイスターズ)



野球大会



大月税務署 明石調査官による税金教室

少年野球大会・税金教室

十二月三日(土) 忍野小学校



第三十六回法人会 全国青年の集い(沖縄大会)

十一月二十五日(金) 沖縄市体育館・沖縄アリーナ



アトラクション：フラ・プルメリア



講師：大月税務署 法1統括官 下倉貴幸氏

青年部会・女性部会合同
年末特別研修会・チャリティー
十二月六日(火) ホテル鐘山苑



青年部会役員会
十二月九日(金) 大月法人会館



青年部会都留支部会議
十二月八日(木) 割烹ふるや

前号の「かつら川」にて報告の通り、女性部会都留支部担当による当該事業も終盤になり、絵画は東桂小、西桂小の二校より合計九十一一点、絵はがきは東桂小、西桂小、禾生第一小の三校より合計百二十九点の応募があり、租税教室で学んだ成果も見られ、色彩豊かな力作が集まりました。支部による一次選考及び女性部

女性部会活動報告

令和四年度小学生による「税に関する絵画コンクール」
「税に関する絵はがきコンクール」



青年部会・女性部会
チャリティー収益金寄附
十二月十五日(木) 富士河口湖町社会福祉協議会



絵画 都留市長賞 (東桂小学校)



絵画 大月税務署長賞 (東桂小学校)

会役員の選考を経て、後援を頂いた大月税務署長、都留市長(代理)、西桂町長(代理)、税理士会大月支部長をお招きして、最終選考会を開催し、絵画は特別賞十一点を含めて全三十点の作品が入賞。絵はがきは特別賞九点を含め三十三点の作品の入賞が決定しました。入賞の皆さんには賞状と副賞を準備し、各校へ出



絵画 税理士会支部長賞(東桂小学校)



絵画 西桂町長賞(西桂小学校)

向き表彰式を執り行いました。受賞後の記念撮影では笑顔の子供たちの姿に「税金」が自分たち生活に深く関わっていることを理解できた様子が感じられました。
貴重な夏休みの期間に作品を描き上げ応募された児童の皆さん、ご指導を頂いた先生方に感謝申し上げますと共に、大月税務署、都留市、西桂町、税理士会等関係各位のご理解とご協力を賜りまして当該事業を無事に終



絵画 表彰式受賞者記念撮影(東桂小学校)



絵画 大月法人会長賞(西桂小学校)

わることが出来ました事に心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。
女性部会都留支部長 鶴田みさ子



絵画 都留信用組合 桂支店展示(東桂小学校)



絵画 表彰式受賞者記念撮影(西桂小学校)



絵画 税務署展示



絵画 都留信用組合 小沼支店展示(西桂小学校)

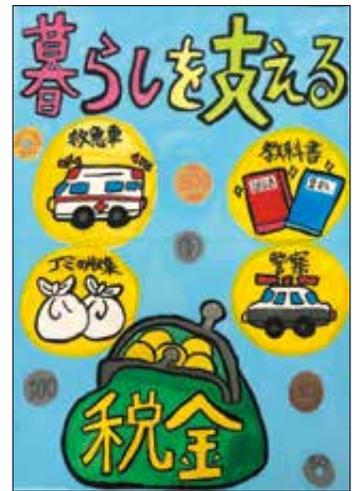
小学生の税に関する絵画コンクール入賞作品 特別賞



都留市長賞
東桂小学校 6年 小俣 愛姫



大月税務署長賞 東桂小学校 6年 小坂 愛香



西桂町長賞
西桂小学校 6年 大谷 琴音



大月法人会長賞
西桂小学校 6年 桑原 音羽



東京地方税理士会大月支部長賞
東桂小学校 6年 森 絢叶



大月法人会女性部会長賞
東桂小学校 6年 加藤 沙羅



大月法人会女性部会長賞
東桂小学校 6年 小田 七舞



大月法人会女性部会長賞
東桂小学校 6年 勝俣 希絆



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 榎田 果音



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 大石 玲穂



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 永井 ほの美

令和四年度大月法人会女性部会主催
第二十四回小学生の税に関する絵画コンクール入賞者

大月税務署長賞	都留市長賞	西桂町長賞	東京地方税理士会大月支部長賞	大月法人会長賞	大月法人会女性部会長賞
東桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	東桂小学校	西桂小学校	東桂小学校
六年	六年	六年	六年	六年	六年
小坂愛香	小坂愛香	大谷琴音	桑原音羽	勝原希絆	小勝七舞



絵はがき 東京地方税理士会大月支部長賞



絵はがき 大月税務署長賞



絵はがき 山梨県連女連協会会長賞



絵はがき 表彰式受賞者記念撮影 (禾生第一小学校)



絵はがき 大月法人会長賞

小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞作品 特別賞



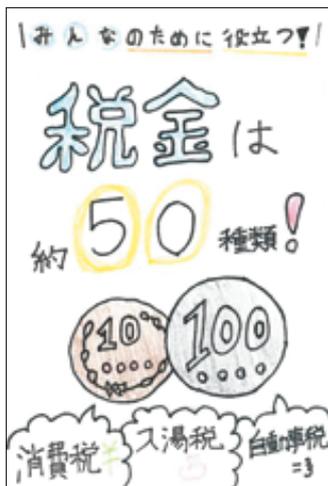
東京地方税理士会大月支部長賞
禾生第一小学校 6年 渡邊 瑠人



大月税務署長賞
禾生第一小学校 5年 前田 茜



山梨県連女連協会長賞
禾生第一小学校 5年 白鳥 琥汰朗



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 渡邊 侑晟



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 横田 果音



大月法人会会長賞
禾生第一小学校 5年 藤本 湊斗



大月法人会女性部会長賞
東桂小学校 6年 森 絢叶



大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 池谷 紗那



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 5年 遠山 りら



富士吉田・河口湖支部合同税務研修会
十二月八日(木) 富士レークホテル



大月支部税務研修会
十一月五日(土) アルブルヴエール



上野原・都留・河口湖支部合同税務研修会
十一月十三日(木) ミツ峠グリーンセンター



コーラス部ビデオ収録
十一月十七日(木) 大月法人会館



研修・税制合同委員会
九月二十七日(火) 大月法人会館



組織・厚生合同委員会
九月十三日(火) ホテル鐘山苑

その他の活動報告

総務委員会

九月二十九日(水) 大月法人会館



広報委員会

十一月七日(月) 大月法人会館



つる産業まつり2022

十月三十日(日) 谷村第一小学校校庭



経営支援セミナーI

九月二十七日(火) 大月法人会館
講師：初鹿野浩明氏



経営支援セミナーII

十一月二日(水) 大月法人会館
講師：根本ティーコン 雅子氏





広報誌封入作業
九月二日(金) 大月法人会館



インボイス制度説明会
八月二十四日(水) 大月法人会館
九月 十二日(月) 大月法人会館
九月 十六日(金) 大月法人会館



県連理事会
十一月十五日(火) 甲府記念日ホテル



新設法人説明会
九月十二日(月) 大月法人会館
十二月十六日(金) 大月法人会館



東京国税局との意見交換会
十一月十日(木) 甲府常磐ホテル



決算法人説明会
九月十六日(金) 大月法人会館
十一月十八日(金) 大月法人会館



県連正副会長会
十一月二日(水)

**東京局連組織・
厚生合同委員会**
九月二十九日(水)
横浜ベイシエラトンホテル
(川上副会長出席)

**県連単体会専務理事
事務局長会議**
九月 二日(金) 甲府法人会館
十二月二十三日(金) 甲府法人会館

行動する法人会



— 令和5年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和5年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業関係）
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長

中山 展宏 氏 他



公明党

税制改正要望等に関するヒアリング
11月7日

財政・金融部会長 上田 勇 氏 他



立憲民主党

税制改正要望ヒアリング
10月19日

財務金融部門長 階 猛 氏 他



国民民主党

税制改正要望ヒアリング
11月7日

税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



日本維新の会

11月16日

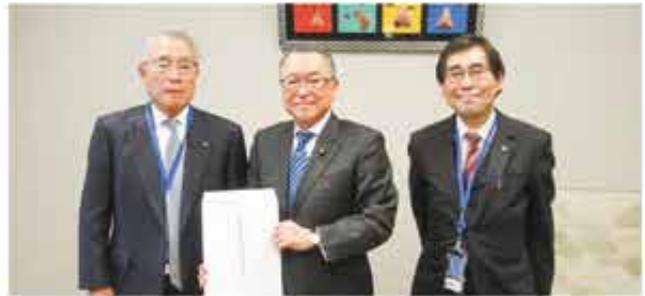
財政金融部会長 住吉 寛紀 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会長 宮沢 洋一氏

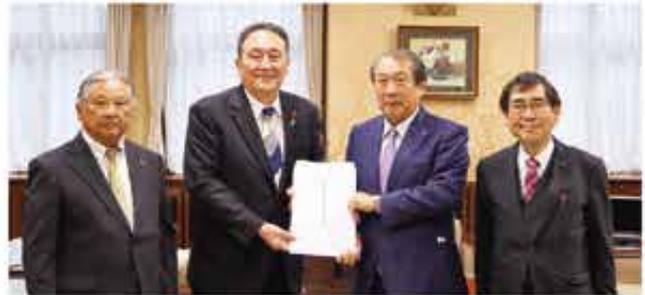


左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、田中専務理事

財務省

11月1日

財務副大臣 井上 貴博氏



左から田中税制副委員長、井上副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月7日

長官 阪田 渉氏
次長 星屋 和彦氏
課税部長 堀内 斉氏

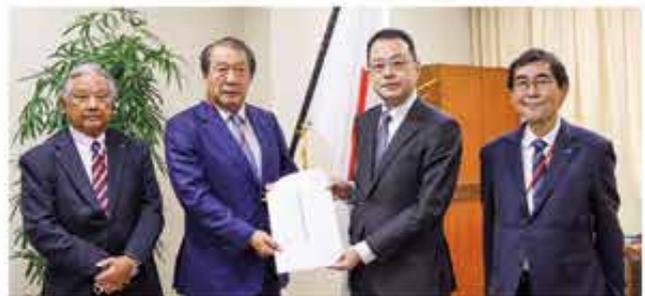


右手前から堀内課税部長、阪田国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

中小企業庁

10月27日

長官 角野 然生氏



左から田中税制副委員長、飯野税制委員長、角野中小企業庁長官、田中専務理事

総務省

10月27日

自治税務局長 川窪 俊広氏



右側 川窪自治税務局長
左側から飯野税制委員長、田中専務理事、田中税制副委員長

令和五年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《はじめに》

我が国経済は「ポストコロナ」に向けた欧米の急激な社会経済活動再開とロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーの需給逼迫などを背景とした物価上昇に飲み込まれた。その影響は欧米ほどではないが、輸出を中心に企業業績を支えた円安が輸入原材料価格の上昇を助長する構図に暗転するなど、先行き不確実性が急速に増している。

岸田文雄政権は「成長と分配の好循環」を目指した「新しい資本主義」という看板を掲げ、この難局を乗り越えようとしているが、その実現には説得力不足との指摘もある。とりわけ、アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などの岩盤規制に対する改革は、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2022）でもほぼ素通りしている。

こうした中で本格化してきたのは「経済安全保障」である。ロシアへの経済制裁だけでなく、覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置き、先端技術の流出防止や戦略物資の供給網強化策が具体化してきた。日米を軸に発足した「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」も実態は経済安保が目的とされており、経済界は相応の対応が必要になる。

岸田政権は5年以内の防衛力抜本強化も打ち出している。これには防衛費の大幅な増額が必要とみられ、財政への影響は必至であろう。我が国財政は先進国の中で突出して悪化しており、国家的課題である基礎的財政収支（プライマリーバランス（P/B））の黒字化目標とどう両立させていくのか、注視せねばならない。

眼前にはコロナ対策で積みあがった莫大な国債という名の借金がある。欧米はすでにその返済計画を着々と進めているが、我が国はこの問題を封印してきた。せめて借金は現世代で返済するよう、東

日本大震災の復興計画などを参考に具体的な返済計画を早急に策定すべきである。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウイズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされる。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多い。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱い。我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策が求められる。

我が国は先進国の中で突出して悪化していたところを100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍以上に達している。コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金を返済をどう進めるかが最大の課題である。すでに米、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中であつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国の中で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという

深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組みむことを避けてきた。それが現在の極度悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたいと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は「平時」に戻ることになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。未曾有の困難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメリットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、今般のコロナ禍により異常な規模で復活してしまったのである。

財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のP/B黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。「これまでの財政健全化目標に取り組み」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年

度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組みせば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられない。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでも少なくともP/B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなつたわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがパラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心

の政策運営が求められる。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に直面している。社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、2022年度の約131兆円から190兆円に膨張する見込みである。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢者入りした。この世代がすべて後期高齢者となり、「医療と介護の給付費急増が見込まれる」「2025年問題」が始まったのである。しかし、政府が前述した改革に本気で取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあたった診療報酬では、期待された「本体」(医師の件数等)引き下げが逆に引き上げとなり、それを「薬価」引き下げでカバーし、全体としては引き下げるといふ従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、激務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分

に問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。欧米では何らかの規制を行っている例が、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後も発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標である「ジェネリックの普及率」全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源

を確保する必要がある。

(6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革はお手盛りのに終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点から注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であるが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上

屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。国民の厳しいチェックが必要である。

そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長にかなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。まずはこれを着実に実行せねばならない。

また、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、さらに、e-Taxやe-LTAAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効である。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運

用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となつて現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直ししていくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米欧と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥つた。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なく、説得力に欠ける印象が強い。

アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組み姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強化を目的としている。ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対口経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからである。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済安保である。経済界もこうした国際的パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでくれる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例

15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつておりことから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中上設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となつて適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫つた申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となつておりことから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、

ば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、

かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者が混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方
 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担

の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対応でもそうだったが、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質では、いつまでたっても自立・自助の精神は確立できない。

「ふるさと納税制度」については、昨年度の納税が約8,302億円と過去最高を記録したこともあり、地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論がある。しかし、これは過度な返礼品競争が依然として続いている結果といわれており、本来の地方活性化策である新たな地場技術や独自のビジネス手法の開発とは乖離した安易な手法と言わざるを得ない。

そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、抜本的な見直しが必要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元大学の連携などによる技術集積づくりや人

材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の

対応などを踏まえ、被災者の立場に立つた適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
 行政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応
 政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロを目指す「カーボンニュートラルの実現」を目指す。その中間に位置する2030年に「46%削減(2013年度比)する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、ロシアのウクライナ侵攻を契機にした世界的なエネルギー需給構造の変化も見られる。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもろろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

納税意識の向上を図っていく必要がある。

大月税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒401-8502 大月市御太刀2-8-10 Tel 0554(22)3151 (代表)

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(水) ～2月2日(木)	富士吉田市民会館 3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23	午前10時から12時まで 午後1時から3時まで 【オンラインによる事前 申込をお願いします】
2月3日(金)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津 1700	
2月6日(月) ～2月7日(火)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原 3832	

●小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター甲府分室宛て郵送でご提出ください。

●令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。

●オンラインによる事前申込は、令和5年1月6日(金)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

●オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、

【050-3196-3904】（受付時間：平日午前10時～午後4時

※正午から午後1時を除く。）へお願いします。

●一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

●昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochi120/booking_pages

申告書作成会場の開設について

～ 郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
2月8日(水) ～ 3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。	大月税務署 3階	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 駐車場は使用できますが駐車スペースに限りがあり、満車時は周辺道路での入場順番待ちはできません。
- 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター甲府分室宛てにご提出ください。

【案内図】



オンラインで事前発行
LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちら！



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請は、**e-Tax**をご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト



さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー から

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



スマホ申告



医療費控除



マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！



確定申告 動画



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



パソコンで申告！ スマホがICカードリーダーライタの代わりに！

用意するものは次の2つ

マイナンバーカード + マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

ICカードリーダーライタ不要！

マイナポータルアプリをインストールするだけ！

令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！ マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※



青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！
パソコンの画面もリニューアル！



このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
 - ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株式会社	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
...
49	20211217	220000	株式会社	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

- ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

📄	20210131_110000_(株)株式会社.pdf
📁	20210210_330000_国税工務店(株).msg
📄	20210228_330000_国税工務店(株).pdf
📁	20211217_220000_(株)株式会社.msg

(例) 2021年1月31日 株式会社からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_(株)株式会社」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等が確認するための認証制度があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！

 PayPay
  d払い
  au PAY
 LINE Pay
  Pay
  amazon pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
 - 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
 - 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
 - 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax 
をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」を
ご利用いただくと、質問に回答
していくことで申請が可能です。



e-Taxで申請した場合、電子データ
で登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォン
からでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター
などをご案内しております

二〇二三年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部長 小柳 哲史

昨年二〇二二年は、陰陽五行において「新たな局面に向け、一致団結する」という意味のある「壬寅（みづのえ・とら）」にあたる年でした。

実際、三年半振りとなる信玄公祭りの開催、県内初の「東京ガールズコレクション」(TGC FES YAMANASHI 2022)開催など、ウイズコロナのもと地域活性化への可能性が感じられました。また、ヴァンフォーレ甲府の天皇杯優勝は県民に勇気と希望を与えてくれました。県内経済を振り返りますと、本県の主力産業である機械工業が総じて堅調に推移したほか、企業業績の好調さから設備投資も底堅く推移しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐなか、個人消費も対面型サービス消費を中心に改善の動きが強まるなど、回復基調をたどりました。一方、山梨中央銀行が昨年秋季に実施した「県内勤労者の消費・貯蓄動向調査」によると、一年前と比べた暮らし向きが「悪くなつた」とする回答割合が上昇しました。家計上の悩みでは「物価上昇」が一位となりましたが、収入が伸び悩むなかで物価の

上昇が家計に与えるインパクトは大きく、生活実感の悪化が続く一年となりました。

今年の県内景気を展望しますと、機械工業を中心に生産が堅調さを維持するなかで、企業収益や雇用・所得環境の改善を通して設備投資や個人消費も持ち直していくことから、緩やかに回復していくとみられます。ただし、感染症の拡大や供給制約、資源価格の高騰、海外経済の減速などの下振れリスクもあり、先行きに対しては不透明感の強い状況が続くと考えられます。

個人消費は、経済の正常化が進むなか、政府や県・自治体の需要喚起策が消費マインドの引き上げに資することから、持ち直しの動きが強まるとみられます。

設備投資も、回復基調で推移すると考えられます。機械工業で生産能力増強投資が増加していくことに加え、合理化・省力化投資も高まっていくことが予想されます。また、非製造業においても、人流の増加に伴い店舗や宿泊施設の新設、改装など投資意欲が強まっていくと考えられ

ます。なお、「県内企業経営動向調査」(山梨中央銀行)の二〇二二年度下期(二十二年十月～二十三年三月)の設備投資計画においても、実施予定率、投資額ともに前向きな姿勢が窺われます。

生産面をみますと、機械工業は、半導体関連で在庫調整の動きが強まるなか、前半はやや減速すると思われるかもしれませんが、後半には海外経済の回復や在庫調整の終了等に伴い、再び増勢に向かうと期待されます。

一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、人口減少などにより国内市場が縮小するなか、機械工業と比べると厳しい状況が続くとみられます。ただし、ECサイトの活用強化など販売チャネルを拡充することで、需要を取り込むチャンスは広がっていくものと考えられます。

なお、観光関連をみますと、政府の水際対策の緩和が進むなか、インバウンド需要の回復が見込まれ、コロナ禍前の賑わいを取り戻すことが期待されます。

さて、陰陽五行によると、二〇二三

年は「癸卯（みずのと・う）」にあたります。「癸」には、武器を交差させて立てかけたさまから戦闘をいったん中止する、原理原則に沿って一致協力して進めていく、という意味があります。また、「卯」は、万物が茂ること、という意味があります。このため、「癸卯」は、「諸問題が一区切りとなり、新たな時代がはじまる」、「基本に立ち返り、改めて一步を踏み出す」ということになりましょうか。

二〇二二年は、三年目となった新型コロナウイルスとの戦いに加え、ロシアによるウクライナ侵攻などの世界の安全を脅かす事態が発生しました。癸卯の二〇二三年は「兎を見て犬を放つ」ように、こういった問題に適切な対策を講じ、「兎の登り坂」の如く、新しい時代をまい進する年としていきたいものです。

※兎を見て犬を放つ：手遅れに見えても、対策を講じれば間に合うこと
 ※兎の登り坂：物事が早く進むたとえ



迎春



 相談役 中央観光(株) 細谷 憲二	 相談役 (株)新名製作所 新名 米光	 相談役 (株)榎田商店 榎田 則夫	 相談役 アイトー電子(株) 長田 富也	 相談役 堀内電気(株) 堀内 富久	 顧問 法人会前専務理事 原田 威	 顧問 法人会元専務理事 滝口 哲夫
 副会長 日伸総建(株) 志村美貴代	 副会長 川上建設(株) 川上洋一郎	 会長 (株)富士山アグリファーム 細田 幸次	 相談役 東京地方税理士会大月支部 渡邊 儀春	 相談役 (株)山梨中央銀行吉田支店 小嶋 俊学	 相談役 小林工業(株) 小林余し緒	 相談役 (株)山岸旅館 外川 凱昭
 常任理事 (株)鈴木製作所 鈴木 誠一	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 吉田精工(株) 吉元 潤	 副会長 (株)堀江製作所 堀江 俊隆	 副会長 (株)吉沢製パン 吉沢 秀雄	 副会長 (株)梶原工業所 梶原 秀博	 副会長 (株)メイト 山口 照義
 常任理事 富士急行(株) 堀内光一郎	 常任理事 (株)大森工務所 大森 剛仁	 常任理事 (株)印刷エトリ 餌取 一成	 常任理事 (株)ミネルバ 越石 賢一	 常任理事 濱野屋ティートラスト(株) 天野 太文	 常任理事 甲陽産業(株) 三木 範之	 常任理事 (株)土屋製作所 土屋きよ美
 常任理事 (株)協和生コン 倉澤 鶴義	 常任理事 (株)フロスジャパン 柏木 修	 常任理事 富士観光開発(株) 小谷田 融	 常任理事 富士水熱設備工業(株) 高村 浩明	 常任理事 伊東商店(株) 伊東 貴也	 常任理事 都留信用組合 渡邊 和彦	 常任理事 秋山土建(株) 立川 正史
 理事 (株)西忠エージェンシー 西室 信男	 理事 (株)龍美建設 清水美恵子	 理事 (株)ナイトー建商 内藤 定子	 理事 市川リース(株) 市川 公子	 理事 (株)尾形製作所 尾形 直	 理事 (株)トーホー 守屋 博文	 理事 三共建設(株) 白木 孝郎

 <p>理事 ㈱長田電材工業 菊地 明久</p>	 <p>理事 ㈱山口製作所 山口 光子</p>	 <p>理事 ㈱中村薬局 金巻 裕</p>	 <p>理事 山二商事㈱ 赤澤 克夫</p>	 <p>理事 ㈱ユーシン 荻原 秀祥</p>	 <p>理事 ㈱井上石油 井上 博之</p>	 <p>理事 ㈱平井製作所 平井 勉</p>
 <p>理事 宮川電気㈱ 奥脇 芳弘</p>	 <p>理事 吉田タクシー㈱ 渡邊 千恵</p>	 <p>理事 ㈱こみたけ売店 小佐野昇一</p>	 <p>理事 ㈱桑原興業 桑原 安男</p>	 <p>理事 芙蓉実業㈱ 山下佐一郎</p>	 <p>理事 ㈱マシナリー 宮下 完爾</p>	 <p>理事 ㈱渡辺商店 渡邊 稔</p>
 <p>理事 ㈱富士レークホテル 井出 泰済</p>	 <p>理事 ㈱山岸旅館 外川 桂子</p>	 <p>理事 ㈱サンスペースアメンティ 河内 正子</p>	 <p>理事 三浦化成工業㈱ 三浦 信</p>	 <p>理事 ㈱大森林業所 大森 保廣</p>	 <p>理事 エスプラン㈱ 白井恵美子</p>	 <p>理事 ㈱山梨重機 横打香代子</p>
 <p>理事相当 ㈱ユーキ 小泉 裕次</p>	 <p>理事相当 富士航空電子㈱ 吉澤 武司</p>	 <p>監事 ㈱田中屋 佐々木弘之</p>	 <p>監事 ㈱小林仏壇 小林 清哲</p>	 <p>監事 ㈱吉野土建 吉野 保美</p>	 <p>理事 ㈱コバヤシ工業 小林ゆくよ</p>	 <p>理事 井出電気㈱ 井出 隆</p>
 <p>理事相当 ㈱丸栄不動産 熊坂栄太郎</p>	 <p>理事相当 中村エンジニアリング㈱ 中村 武</p>	 <p>理事相当 ㈱西室運送 西室 将士</p>	 <p>理事相当 濱野屋ティートラスト㈱ 天野 統一</p>	 <p>理事相当 ㈱土屋輪業 土屋 和也</p>	 <p>理事相当 ㈱大中精機製作所 市川 賢一</p>	 <p>理事相当 大一木材㈱ 小林 宏好</p>
 <p>理事相当 ㈱東京屋製菓 中村 元</p>	 <p>理事相当 渡秀工業㈱ 渡辺 浩次</p>	 <p>理事相当 パイロット測量設計㈱ 堀内 満</p>	 <p>理事相当 ㈱小池時計店 小池 久司</p>	 <p>理事相当 山崎織物㈱ 山崎 泰洋</p>	 <p>理事相当 堀内電気㈱ 堀内 慎也</p>	 <p>理事相当 奥秋建設㈱ 奥秋 公大</p>
 <p>理事相当 登り坂石油㈱ 渡邊 良孝</p>	 <p>理事相当 ㈱渡辺工務店 渡邊 教彦</p>	 <p>理事相当 ㈱CATV 富士五湖 武川 哲也</p>	 <p>理事相当 テクト㈱ 宮下 崇</p>	 <p>理事相当 ㈱シラス自工 白須 一政</p>	 <p>理事相当 三和建设㈱ 渡邊 三雄</p>	 <p>理事相当 ㈱寿司華 岩田 伸吾</p>

 理事相当 ㈱サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 ㈲コタカ電化 小高 洋子	 理事相当 ㈱白井自動車 白井佳津子	 理事相当 ㈱アトラス測量 大石 秀世	 理事相当 ㈱エムティーシー 松浦 潤一	 理事相当 ㈱サイコ 三浦 敬伯	 理事相当 ㈲旅館松屋 渡辺 松氏
 理事相当 ㈱協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 ㈱オプトナカムラ 中村 勝子	 理事相当 登り坂石油㈱ 渡邊 林美	 理事相当 ㈲天下茶屋 外川正知恵	 理事相当 ㈱渡辺商店 渡邊ふく子	 理事相当 ㈱ツルタ 鶴田みさ子	 理事相当 堀建トーヨー住器㈱ 堀内 花代



香 雪 閣

濱野屋

HAMANOYA

濱野屋ティートラスト有限公司
〒401-0013 山梨県大月市大月1-3-3
TEL 0554-22-1372



詳細はQRコードを
ご覧ください



くつろぎとやすらぎの宿

山岸旅館

YAMAGISHI RYOKAN

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津4030-1
TEL 0555-72-2218代 FAX 0555-72-0917
URL: <http://www.yamagishi.jp/> E-mail: info@yamagishi.jp

逆さ富士の名所

I富ノ湖ホテル

RICHI LAKE HOTEL

〒401-0303 山梨県南都留郡富士河口湖町浅川55
TEL 0555-72-5080代 FAX 0555-72-5081
URL: <http://www.tominoko.net> E-mail: info@tominoko.net



樹海の森に囲まれた、恋しのホテル

じらごんの富士館

JIRAGONNO FUJI NO YAKATA

〒401-0320 山梨県南都留郡鳴沢村ジラゴンノ8532-274
TEL 0555-85-3818代 FAX 0555-85-3878
URL: <http://www.jiragonno.net> E-mail: info@jiragonno.net

森の香りに包まれてほとりのひととき



じらごんの森館

JIRAGONNO MORI NO YAKATA

〒401-0320 山梨県南都留郡鳴沢村ジラゴンノ8532-88
TEL 0555-85-3838代 FAX 0555-85-3131
URL: <http://www.morinoyakata.net> E-mail: info@morinoyakata.net



「おかげさまで 110年」

秋山土建株式会社

山梨県富士吉田市下吉田東一丁目24番3号

TEL:0555-23-7111 FAX:0555-22-0114

次世代に引き継ぐ品質・環境・安全を経営方針に掲げます

ISO/9001 ISO/14001 ISO/45001 認証

URL: <http://www.afp.co.jp/akiyama/>



フロスジャパン

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津3607番地1

TEL 0555-72-2263 FAX 0555-72-2251

山梨県知事(6)第1904号 山梨県宅地建物取引業協会会員



＼サウナ好き、キャンプ好き集まれ！／

桂川のほとりでテントサウナが出来るキャンプ場です

CAMP & SAUNA 3set

2/28まで一周年記念キャンペーン開催中！

キャンプ場所在地：〒402-0053 山梨県都留市上谷1丁目7-29

URL <https://camp-sauna-3set.jp>

令和5年新春講演会・新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時：令和5年1月18日(水) 14:30 受付開始
- 場 所：ハイランドリゾートホテル&スパ
- 新春講演会：15:00～ 講師：大月税務署長 佐藤 清氏
演題：「よもやま話」
- 賀詞交歓会：16:15～
- 会 費：6,000円(新春講演会のみの方は無料)

※今後の新型コロナウイルスの感染状況により、やむを得ず中止や内容の変更をさせていただく場合がございます。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの方になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大阪の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

その安心で、企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年

DAIICHI 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

これ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます
令和五年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 山梨支社
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F
TEL 055-223-5592

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス (24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
山梨支店
〒400-0032 山梨県甲府市中央2-9-21
TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323
午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(22-073001)

新入会員紹介

- **株式会社 田村興業**
(上野原市大曾根二二六一七)
代表取締役 田村 伊吹
- **株式会社 HAIDA**
(都留市田原一八一四)
代表取締役 渡邊 達也
- **株式会社 李候実業**
(都留市下谷四二一四二)
代表取締役 小柳 幸輝
- **株式会社 立沢土建**
(南都留郡忍野村忍草 三〇四一一)
代表取締役 大森 萬見
- **風車**
(都留市鹿留三〇六三)
代表者 佐藤 和男
- **ene**
(都留市鹿留二二六五)
代表者 三枝 剛
- **有限会社 豊精密工業**
(南都留郡忍野村内野一七三〇)
代表取締役 湯山 豊樹
- **株式会社 セレクト**
(都留市田原一三二四)
代表取締役 小林 正道
- **EKエナジー合同会社**
(都留市桂町一四九六一三)
代表社員 越石 絵梨
- **株式会社 白鷹**
(南都留郡山中湖村山中 八六五一〇八)
代表取締役 高村 哲司
- **ケイアイ合同会社**
(山梨県都留市つる五一一六二)
代表社員 飯沼 良二



ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen

健康情報

睡眠の見直しからはじめる ③ 免疫力の高め方

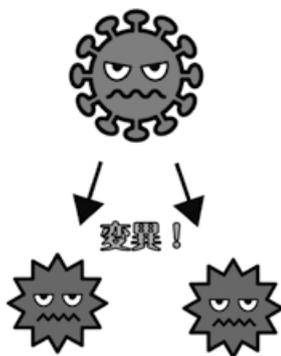
第1章 免疫ってなに？ つづき

ワクチン接種は、あらかじめ1回目の感染を疑似体験させておき、いざ本物に感染したときに素早く獲得免疫が働くようにする目的で行われます。

しかし、注意すべき点があります。ある種のウイルスは「変異しやすい」という特徴を持っています。

ワクチン接種で獲得した抗体が変異したウイルスにはマッチしない場合もあります。

例えば新型コロナウイルスが次の年にまったく別の抗原に変異していたら……、せっかく記憶を持つクローン細胞が100%で活躍できる保証はないのです。油断は禁物です。ワクチン接種も、薬物治療も、侵入を許し攻撃されたときの対策です。



①ウイルスや細菌を侵入させない適度な日常の予防(手洗い、うがい、歯磨き、環境整備など)。

※清潔にしすぎると抵抗力を落とす。

②免疫力を落とさないための体調管理。

③いざ攻撃を受けたときの治療や静養、体力回復。

④ほかの人にうつさない行動。

このように①から④が大切です。

ここまで、免疫とは？ の入り口についてお伝えしました。免疫は本来非常に複雑な反応です。

免疫システムに関わる病気はさまざま。感染症だけでなく、がん、アレルギー疾患や自己免疫性疾患、移植医療などにも関わります。

第2章からは感染症対策としての免疫力と睡眠についてお伝えします。

第2章 免疫力と睡眠の関係

「風邪をひいているのだから今日は早く寝なさい」
子どもの頃、お母さんからよく言われたセリフではないでしょうか？

実はこの指導、とても正しいのです。皆さんも実際に、風邪をひいたけれどタップリ睡眠をとったらスッキリ治った、という経験があるはずです。

では、免疫力と睡眠にどのような関係があるのでしょうか？

1) サイトカインと睡眠の関係

免疫細胞が出すサイトカイン(生理活性物質)の中には、**睡眠促進効果**を有するもの、**睡眠抑制効果**を有するものがあります。

例えば、インフルエンザウイルスに感染すると、ウイルスと戦う免疫細胞(白血球)から放出されたインターフェロンやインターロイキンといったサイトカインの一部は、発熱のほか、**ノンレム睡眠(深い睡眠)**を引き起こします。

そうなのです。風邪やインフルエンザにかかると、高熱が出たり、鼻水が出たり、だるくなったり、眠くなったりするのは、異物を排除しようとしている自分の細胞たちの働きによるものなのです。

この免疫細胞をきちんと働かせるためにも、熱を上げ下げするにも、通常モード以上のエネルギーが必要です。

睡眠は活動(行動)を低下させたエネルギー保存の状態という一面もあります。

遅くまで起きて仕事や家事などの活動するための体力やエネルギーを、感染症と戦うためのエネルギーに回して！ という本来、生き物に備わった体からの根源的な要求の結果、眠くなるようにできているのかもしれませんが。

このくらい大丈夫、自分はまだ大丈夫。そう思いたい、思ってしまう気持ちはよくわかります。

しかし、発熱や発疹、異常なだるさや、鼻水や咳、それに伴ういつもと違う眠気。それは体が発している休めという合図なのです。

休んでいられない気持ちもわかります。しかしいったん「自分の体調(=体の声)をきちんと聞いた上で、“休む”を選択することも自己管理なのではないでしょうか？

なぜならば、場合によっては目の前のお客さまに感染を広げてしまう可能性もあるのです。さらに、心身の悲鳴に耳を貸さず無視し続けると、いつか大きく体調を崩したり、心を病んでしまうことにつながります。





神社めぐり

第53回

八幡神社

鎮座地 南都留郡鳴沢村三三三三

御祭神 応神天皇

例祭日 九月十五日

宮司 田邊将之

総代長 渡辺千春

境内地 六四三坪

氏子戸数 二五〇戸

由緒沿革

創立は慶長年間(西暦一六〇〇年)と伝えられる。寛政年間(西暦一七八九年)部落一帯の火災の為類焼し古記録も焼滅する。文政八年(西暦一八二五年)一月二九日本殿落成。文化二四年(西暦一八一七年)拜殿竣工。明治五年村社に、明治四十年指定村社に列せられる。昭和五十七年七月十六日鳴沢村文化財に指定。平成十三年に廻り舞台の舞殿を大改修した他、順次末社や境内地を整備している。



令和4年度

第38回 高校生の税に関する標語

優秀作品

公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務署長賞

はじめよう 誰でも簡単 e-Tax

富士河口湖高等学校 1年 小川 麻鈴

富士河口湖町長賞

税金があるから成り立つ この暮らし

富士北稜高等学校 1年 水越 百華

東京地方税理士会
大月支部長賞

税金で 笑顔あふれる 国づくり

富士河口湖高等学校 1年 松山 結徠

大月法人会長賞

住みやすい 社会を作ろう 税金で

富士北稜高等学校 3年 堀内 琳雅

大月法人会
青年部会長賞

税金に 願いを込めて ふるさとへ

富士北稜高等学校 3年 渡邊つくし

金賞

支え合う 国を社会を 税金で

富士河口湖高等学校 1年 井出 琉生

金賞

納税は 平和な未来の まちづくり

富士北稜高等学校 1年 渡辺 愛叶

銀賞

税金は 未来へ繋ぐ 希望の芽

富士河口湖高等学校 3年 菅野 溪太

銀賞

姿変え 暮らしを支える 消費税

富士北稜高等学校 1年 瀧本 海大

銅賞

税金は あなたのそばで 活きている

富士河口湖高等学校 2年 樋川 遥

銅賞

使い道 誤るなかれ 皆の財

富士北稜高等学校 2年 小佐野志築